

安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市道路占用料に関する条例(平成 16 年条例第 154 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条及び第 2 条 (略) (占用料の徴収方法) 第 3 条 (略) 2 (略)	第 1 条及び第 2 条 (略) (占用料の徴収方法) 第 3 条 (略) 2 (略)

3 占用料の額が年額又は月額で定められている占有物件については、前条第 1 項ただし書の場合において、最初の年度及び最終の年度に生じた 1 月未満の期間又は 1 月未満の端数の期間(以下「端数の期間」という。)を合算した日数が 30 日以下であるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、最終の年度の端数の期間に係る占用料は、徴収しない。

第 4 条から第 7 条まで (略)

別表(第 2 条関係)

道路占用料金表

占有物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	430 円
	第 2 種電柱		670 円
	第 3 種電柱		900 円
	第 1 種電話柱		390 円
	第 2 種電話柱		620 円
	第 3 種電話柱		850 円
	その他の柱類		39 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4 円
	(略)		
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380 円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	230 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	780 円	
		330 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			
広告塔	表示面積 1 平方メートルに	590 円	

3 占用料の額が年額又は月額で定められている占有物件については、第 2 条第 1 項ただし書の場合において、最初の年度及び最終の年度に生じた 1 月未満の期間又は 1 月未満の端数の期間(以下「端数の期間」という。)を合算した日数が 30 日以下であるときは、同条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、最終の年度の端数の期間に係る占用料は、徴収しない。

第 4 条から第 7 条まで (略)

別表(第 2 条関係)

道路占用料金表

占有物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	300 円
	第 2 種電柱		470 円
	第 3 種電柱		630 円
	第 1 種電話柱		270 円
	第 2 種電話柱		440 円
	第 3 種電話柱		600 円
	その他の柱類		27 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 円
	(略)		
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	270 円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	160 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	540 円	
		230 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			
広告塔	表示面積 1 平方メートルに	670 円	

		つき1年				つき1年	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>780円</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>540円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>330円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>780円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>540円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路	<u>290円</u>	上空に設ける通路	<u>340円</u>			
地下に設ける通路	<u>180円</u>	地下に設ける通路	<u>200円</u>				

	その他のもの			780 円		その他のもの			540 円
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日		6 円	法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日		7 円
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		59 円		その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		67 円
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	59 円	道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下この表において「令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	67 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	590 円			その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	670 円
	標識		1 本につき 1 年	620 円		標識		1 本につき 1 年	440 円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	6 円		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	7 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	59 円			その他のもの	1 本につき 1 月	67 円
	幕(令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円		幕(令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	7 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	59 円			その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	67 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	590 円		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	670 円
		その他のもの		290 円			その他のもの		340 円
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	780 円	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.031 を乗じて得た額
令第 7 条第 3 号に掲げる施設					令第 7 条第 3 号に掲げる施設				

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	59 円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	67 円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		78 円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		54 円		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの 上空に設けるもの	A に 0.017 を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの 上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.017 を乗じて得た額			A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.004 を乗じて得た額			地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額
		A に 0.006 を乗じて得た額			階数が 2 のもの	A に 0.008 を乗じて得た額	
		A に 0.007 を乗じて得た額			階数が 3 以上のもの	A に 0.01 を乗じて得た額	
その他のもの	A に 0.025 を乗じて得た額	その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	A に 0.022 を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.015 を乗じて得た額			A に 0.017 を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	A に 0.022 を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.015 を乗じて得た額			A に 0.017 を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	A に 0.022 を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.022 を乗じて得た額			A に 0.024 を乗じて得た額		
		A に 0.031 を乗じて得た額			A に 0.034 を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.034 を乗じて得た額		

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A に 0.022 を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を乗じて得た額		その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。